

# 法人実務 ニュース

令和5年1月25日

## 第535号

教務部宗教法人課

～昨年の7月26日の実務研修会でご講演頂いた内容を数カ月にわたり掲載させていただきます～

### 第40回宗教法人実務担当者研修会

## 「宗教法人の管理運営について」(3)

文化庁宗務課専門官 平桑正利

### 4、宗教法人の事務の決定

「宗教法人の事務の決定」についてです。宗教法人の事務とは、第三者との取引や、財産の管理などの世俗的な業務全てを指します。宗教法人の事務の決定権は、責任役員会にあり、責任役員会の合議によって決定されなければなりません。代表役員による独断専行の事務運営は許されず、仮に代表役員の意思が他の責任役員と異なり、代表役員の意見が否決されたとしても、代表役員は責任役員会の合議による決定を覆すことはできず、代表役員が独断的に事務を行うことはできません。実際に宗教上のトップと宗教法人の代表役員が同一人物であっても、宗教法人法上の宗教法人の事務の世界では代表役員も責任役員の一人ですので、多数決には従っていただくということをよく注意しておいてください。

### 5、宗教法人の財務

#### (1) 財産の管理

「宗教法人の財務」についてです。財務のポイントは大きく2つに分けて、財産の管理と予算・決算の管理となります。財産の管理については財産の管理を通して行う資産、負債の増減の記録、報告のことであり、土地、建物、預金、現金及び借入金などの管理については、いうまでもなく資産・負債として記録し、法人の財産がどのような状態であるか漏れなく把握しておくことが大事です。これらは正しい内容で財産目録や貸借対照表を作成し、事務所に備付け、信者等に閲覧させる義務を法人は負うこととなります。また、法人財産の現状把握として「法人財産と個人財産」の区別です。代表役員やその家族といった、宗教活動の中心におられる方は、庫裏や教職舎での生活には私生活の区別もないかもしれません。しかし、財務の管理面からは宗教法人の財産と代表役員個人の財産は厳格に区別し、法人の会計帳簿と個人の家計簿の両方はっきりと区別して記帳しなければなりません。

次に宗教活動とその他の事業との区別です。宗教法人は本来の宗教活動以外に公益事業や収益事業を行うことができます。その場合はきちんと規則に記載し区分経理しなければなりません。

#### (2) 予算・決算の管理

予算・決算の管理については、予算・決算の管理を通して行う収入・支出の記録、報告のことであり、日常の収入・支出の会計事務処理を通して最終的には正しい内容で収支計算書を作成し、事務所に備付け、信者等に閲覧させる義務を法人は負います。

### 3. 財産処分

#### ◆財産処分等の公告(宗教法人法第23条)

「財産処分」についてですが、財産処分の公告として宗教法人法第23条では財産処分を行う場合には、少なくとも1月前に公告が必要と定められています。しかしながら時として財産処分等に関する公告を忘れておられる法人もあるようです。実際、文化庁での日頃の認証業務の中で、規則変更の認証の際に公告の確認をいたしましたら、公告を忘れていたケースや契約の数日前に公告を行っているケースなども見受けられております。財産処分等の公告の必要性については十分にご理解いただき、資料に記載の不動産の処分など六つの行為を行う際は、必ず公告を行うようにしてください。一つよく聞かれることで、財産処分ということでは何か建物を取り壊したり、あるいは売却したりというのは理解できると思いますが、新しく建物の建てることも財産処分に該当しますのでご認識いただきますようお願いいたします。

後々のトラブルを避けるためにも、例えば複写で2通作成し1通を掲示します。そして他の1通は公告したことを証明する人をできれば3人ほど署名・押印してもらって保管するのもよいと思います。また、公告の現場を撮影して証拠とすることをお願いいたします。掲示するときは人目につきやすい場所に掲示していただきますようお願いいたします。

#### ◆財産処分等の公告スケジュール

財産処分等の公告スケジュールですが、ここでの公告の方法が「事務所の掲示場に10日間掲示する」という方法の場合でございます。この例では公告の初日及び最終日は一日中ではない限り期間に算入されないの、公告期間の日数不足にご注意願います。公告の結果、信者・利害関係人から反対意見が出された場合にご対応させていただきますが、公告の目的は法人運営を担う執行部側と信者側との間の意思疎通を十分に確保することにありますから、責任役員会で再検討するなど、その意見を尊重して対応しなければなりません。反対意見がなければ財産処分を行い、財産台帳等を整理していただきます。もし、財産処分により基本財産の総額に変更が生じた場合は、変更登記を行い、所轄庁にその届出を提出することとなります。

(つづく)

## 法律・専門相談室開催のご案内

教会が当事者となる法的な問題を弁護士にご相談いただけます。

毎月25日 午後2時～ 場所：教庁

弁護士 別城信太郎 先生

弁護士 山浦 美卯 先生

完全予約制です。相談を希望される際は、事前に当課までご連絡ください。

電話番号0743-63-2157(担当：原田)

## 編集後記

新年あけましておめでとうございます。今年もよろしくお祈りいたします。今年から教祖140年祭三年千日の年祭活動がスタートします。10年前の私は天理高校に在学中で年祭活動といっても特に変わらず過ごしていました。130年祭当日は非常にたくさんの帰参者が参拝にいられていたのを覚えています。今は一人のよふぼくとして自分にできるおたすけを考えながら今年一年を過ごしていきたいと思っております。(太)

発行 天理教教務部宗教法人課

〒632-8501 天理市三島町1番地1

専用番号 0743-63-2157 内線番号 5208、5209

FAX番号 0732-63-3804【教務部共用】

